

佐野市分別収集計画

(第8期計画)

平成 28 年 7 月

目 次

1	計画策定の意義 1
2	基本的方向 1
3	計画期間 1
4	対象品目 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) 8

佐野市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たしていくことが重要です。

現在、本市においては、「佐野市総合計画」や「佐野市環境基本計画」に基づき、循環型社会の形成を目指したまちづくりを推進し、種々の施策を実施しています。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図るための、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制を推進します。
- (2) 容器包装廃棄物の分別収集による資源化（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。
- (3) 容器包装廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の軽減を進めます。
- (4) 市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づく容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、

- ・スチール製容器（スチール缶）
- ・アルミ製容器（アルミ缶）
- ・ガラス製容器で無色のもの（無色ガラスびん）
- ・ガラス製容器で茶色のもの（茶色ガラスびん）
- ・ガラス製容器でその他のもの（その他ガラスビン）
- ・飲料用紙製容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）
- ・段ボール製の容器（段ボール）
- ・ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）
- ・その他のプラスチック製容器包装（白色の食品トレイ）

を対象とします。

なお、紙製の容器包装については、雑誌・その他の紙と併せて分別収集を行い、再商品化を行っているため、この計画の対象品目としません。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	5,440.16	5,402.45	5,364.53	5,326.87	5,289.49

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

（1）環境教育、啓発活動の充実

環境教育の一環として、市広報（ホームページ含む）・地区における分別説明会・イベント・講演会・ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の状況、ごみ処理に要する経費、ごみ処理の状況などについての情報を提供し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義や効果に対する認識を深めてもらい、ごみの排出抑制とリサイクル意識の高揚を図ります。

既に一般家庭には、「ごみ分別の手引き」を全戸配布し、ごみの排出抑制と資源リサイクルの周知徹底を図っていますが、転入者に対しても、窓口において随時配布を行っていきます。

また、事業所に対しても、関係機関と連携を図りながら、一般家庭と同様に、啓発チラシの配布や説明会等を実施し、ごみの排出抑制と資源リサイクルの協力要請を実施していきます。

（2）資源物の店頭回収の推進

スーパーマーケット等の小売店が行う店頭回収を支援し、分別排出しやすい環境づくりに努めます。

（3）マイバック（買い物袋）持参の徹底

レジ袋の無料配布中止を推進するとともに、マイバッグを普及・推進し、スーパーマーケット等の小売店におけるレジ袋使用の抑制を図ります。

また、一般家庭においては、廃棄傘や古新聞紙を利用した「マイバック作成講習会」を積極的に実施し、マイバック持参のきっかけづくりをします。

（4）リターナブル容器の使用等の啓発

リターナブル容器・再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図ります。

（5）集団回収の促進

資源ごみの集団回収を浸透させ、住民の自主的なリサイクル活動の一層の活発化を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度と本市が有する収集機材・選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分									
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空きカン									
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>			無色のガラス製容器			茶色のガラス製容器			その他の色のガラス製容器	空きビン
		無色のガラス製容器								
		茶色のガラス製容器								
		その他の色のガラス製容器								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除きます。）	紙パック									
主として段ボール製の容器	ダンボール									
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル									
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色の食品トレイのみ）	白色の食品トレイ									

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	118 t		118 t		116 t		116 t		115 t	
主としてアルミ製の容器	66 t		66 t		66 t		65 t		65 t	
無色のガラス製容器	(合計) 233 t		(合計) 231 t		(合計) 230 t		(合計) 229 t		(合計) 227 t	
	(引渡額) 233 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 231 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 230 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 229 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 227 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 285 t		(合計) 283 t		(合計) 281 t		(合計) 279 t		(合計) 277 t	
	(引渡額) 285 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 283 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 281 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 279 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 277 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 85 t		(合計) 84 t		(合計) 84 t		(合計) 83 t		(合計) 83 t	
	(引渡額) 85 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 84 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 84 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 83 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 83 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	217 t		215 t		214 t		212 t		211 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 208 t		(合計) 207 t		(合計) 205 t		(合計) 204 t		(合計) 203 t	
	(引渡額) 208 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 207 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 205 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 204 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 203 t	(独自処理額) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1 t									
	(引渡額) 1 t	(独自処理額) 0 t								
(うち白色の食品トレイ)	(合計) 1 t									
	(引渡額) 1 t	(独自処理額) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度（平成26・27年度）の分別基準適合物の収集実績を基本に、人口変動率や社会情勢を勘案し算出しました。

また、人口の変動については、平成27年12月作成の佐野市人口ビジョンにおける将来想定人口と、直近年度の住民基本台帳及び外国人登録の人口推移を参考に、次のとおり設定しました。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
115,982人	115,211人	114,439人	113,667人	112,910人
(対前年度比) 99.34%	(対前年度比) 99.34%	(対前年度比) 99.33%	(対前年度比) 99.33%	(対前年度比) 99.33%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

市による定期回収は、委託を活用して行います。

なお、現在実施されているアルミ製容器、段ボール等の集団回収は、自治会・子供会育成会等により自主的に行われていますので、今後も引き続きこれらの団体が分別収集できる環境を整えます。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
アルミ製容器	空きカン	市による定期回収 (委託業者による収集)	選別：市 保管：市
スチール製容器			
無色のガラス製容器	空きビン		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック		
段ボール	ダンボール		
PETボトル	ペットボトル		
その他プラスチック製容器包装 (白色の食品トレイのみ)	白色の食品トレイ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

佐野地区分はみかもクリーンセンター（リサイクルプラザ）において、空きカン・ペットボトルを選別・圧縮、空きビンを選別、ダンボール・紙パック・白色の食品トレイを保管します。

田沼地区・葛生地区分は葛生清掃センターにおいて、空きカン・ペットボトルを選別・圧縮、空きビンを選別、ダンボール・紙パック・白色の食品トレイを保管します。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
アルミ製容器	空きカン	市指定の 透明袋	2 t アルミコルゲ ートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ）
スチール製容器				
無色のガラス製容器	空きビン			葛生清掃センター
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで 縛ります	2 t アルミコルゲ ートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター
段ボール	ダンボール			
PETボトル	ペットボトル	市指定 透明袋	2 t アルミコ ルゲートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター
その他プラスチ ック製容器包装 （白色の食品トレイの み）	白色の食品トレイ			みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

法第8条第2項第7号)

ごみの分別排出を徹底し、分別収集を円滑かつ効率的に実施していくため、次の方策を推進します。

- (1) 市民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていきます。
- (2) 市民のごみの分別に対する周知及び徹底を図り、分別排出に係る優良町会を表彰します。
- (3) 自治会、子供会育成会等による集団回収を促進するため、報奨金交付制度を継続します。
- (4) 市内各町会に環境衛生委員を設置し、ごみステーションの維持管理を通じ、地域のリーダーとして、また、市民と行政のパイプ役を担うことにより、官民協働して廃棄物の減量化とリサイクルの推進に努めます。
- (5) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、次期計画改定時においてその実績を反映させます。